

預かり保育利用料の請求方法について

預かり保育利用料（償還払い） 口座登録依頼書の提出が必要です！！

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、施設等利用給付2号または3号認定（以下、新2・3号という）を受けた児童は認定期間中に利用した預かり保育の利用料が無償化対象となります。

無償化の手続きは、預かり保育の利用料を施設に支払い、施設から発行される「領収証兼提供証明書」（3か月ごと）に基づき、施設を経由して、枚方市に利用料の償還払い申請をしてください。その後、審査を経て、無償化対象額を指定いただいた振込口座へ直接枚方市から振込みます。

つきましては、より円滑に給付手続きが進められるよう、別紙「口座登録依頼書（預かり保育利用料償還払い）」を在園している施設が指定する期限までにご提出ください。

なお、原則、**施設等利用給付認定保護者名義の口座を指定**するようにしてください。

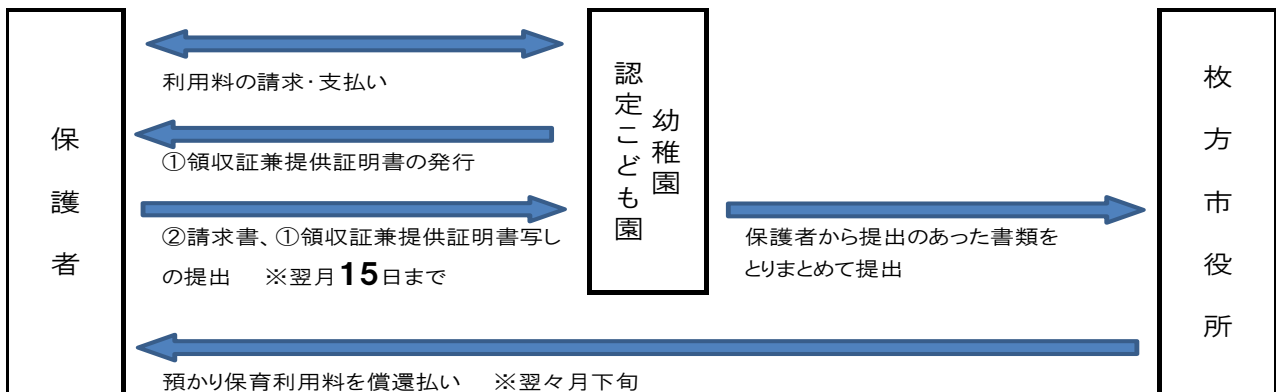
※施設等利用給付認定保護者以外の方の口座を指定する場合は、委任状が必要となります。

口座登録依頼書の提出方法

- 【提出先】 在園している施設
- 【期限】 各園へお問い合わせ下さい
- 【提出方法】 別紙「口座登録依頼書（預かり保育利用料償還払い）」に記入のうえ、専用封筒（白色）に入れ糊付けして、在園している施設へご提出ください。

【参考】 ※認定通知書に同封した文書と同内容です。

利用・請求の流れ



提出期限・支払いなど

下表のとおり、支払いは年4回です。利用月の区分毎に請求してください。請求が遅れた場合は、次の請求区分で請求してください（1枚の請求書で3か月分の請求可能）。

	預かり保育の利用月	幼稚園への提出期間	支払日
A	4・5・6月	7月1日～15日	8月下旬
B	7・8・9月	10月1日～15日	11月下旬
C	10・11・12月	1月1日～15日	2月下旬
D	1・2・3月	4月1日～15日	5月下旬

※書類提出期限が土日祝の場合は翌営業日とします。

※幼稚園によっては、預かり保育利用料支払いのタイミングなどから請求できる利用月が異なることがあります。提出期間は変わりません。詳しくは、各幼稚園にお問い合わせください。

※給付申請漏れなどで4か月以上分の請求をする場合は、複数枚の請求書を使ってください。

《問い合わせ先》

枚方市 子ども未来部 保育幼稚園入園課 TEL:072-807-3206(直通) FAX:072-841-4319